

(仮称) 育休明け入所制度について

0歳児クラスに4月入所をする場合、1歳の誕生日の前日までの育児休業期間を4月までに短縮し、復職する必要があります。

平成31年度より、育児休業を短縮せずに0歳児クラスに入所できる制度の導入を検討しています。

1 制度の概要 (案)

【実施保育所】

公立保育所 (0歳児クラスがある、第一・第三・第四・第五保育所)

【対象児童】

次のすべてに該当する場合、申込みが可能とする。

- 富士見市民であること (転入予定含む)
- 保育を必要とする事由が、「就労」であること。
- 当該年度の0歳児クラスに該当する年齢の児童であること (出産予定含む)
- 保護者が育児休業等を4月以降も継続し、育児休業等を終了するタイミング (最長で1歳の誕生日を迎える月) での年度途中 (5月～翌年3月の各月1日) からの入所を希望すること

【申込み手続き】

4月入所申込み (一斉申込み) と同時に受け付け。実施保育所以外の保育施設への4月入所申し込みとの併願も可能。

【利用調整】

「育休明け入所枠」は設けず、通常どおりの利用調整を行う。育休明け入所制度の利用希望による加点はない。

また、利用調整の結果、実施保育所以外への入所が決定した場合には、4月入所となる。

2 制度のイメージ (案)

